

第 21 回グリーンプランおおた推進会議 議事概要

日 時 平成 30 年 2 月 9 日（金）18：00～20：00

会 場 蒲田地域庁舎 5 階 大会議室

出席者

【推進会議委員】 島田委員長、池邊副委員長、樋口委員、平澤委員、上森委員、加藤委員、菅原委員、原田委員、龍口委員、畑元委員（欠席：内田委員、牧野委員、黒澤委員、齋藤委員）

【庁内委員】 産業振興課長代、都市計画課長、建築審査課長、都市基盤管理課長、道路公園課長、環境計画課長、環境対策課長

【傍聴者】 5 名（一般 1 名、庁内関係職員 4 名）

【事務局】 4 名

1 開会

2 議事

（1）第 20 回グリーンプランおおた推進会議の振り返り

事務局：（事前送付資料 1－1、1－2、当日資料 1 を基に説明）

委員長

- ・ご自分の発言等で修正や意見等があればご発言いただきたい。
- ・特に内容であれば承認させていただき、先ほどの事務局の説明のとおり、名前を伏せて公開する。

（2）特別緑地保全地区制度の活用に向けて一特別緑地保全地区に係る緑地評価の考え方一

事務局：（事前送付資料 2 を用いて説明）

委員長

- ・都市緑地法の中に特別緑地保全地区という地区制度が定められている。
- ・緑地を保全・保護するには非常に有効な手法の 1 つとして使われている。
- ・大田区で特別緑地保全地区を今後検討していくにあたり、平成 30 年度にみどりの実態調査をし、それを踏まえて候補地を選定し、節目でこのグリーンプランおおた推進会議にかけるとのこと。
- ・その後手続きを経て指定していきたいとのことだが、説明内容について質問・意見等あればご発言いただきたい。

委員

- ・緑地には、農地も含まれているのか。
- ・特別緑地保全地区制度があれば樹林地がマンションになってしまったような例は回避できるのか。

まちづくり計画調整担当課長

- ・農地も対象になるが、生産緑地地区制度が都市計画の中にもあるので、農地は基本的に生産緑地地区を適用することになるかと思う。
- ・マンション開発に対する対応では、開発業者に土地が渡ってしまったら開発を避けることは難しいので、開発業者に売買される前に手を打つ必要があると考えている。
- ・所有者が土地を売らずに済むように、税金の控除がされながらみどりを残していくことができることなど制度内容に関して所有者に働きかけをしていく必要がある。

委員

- ・土地の売買をしなくても、所有することで経済的な面である程度保証される制度なのか。

まちづくり計画調整担当課長

- ・新たな収入源になるということではない。
- ・固定資産税等が軽減されたり相続税が控除されたりするので、そういう面で土地所有者の利益になると思う。
- ・都市計画決定は相当重いもので、一度指定すると解除することがほぼできないが、維持管理が難しい状況になったときには、買取り申出（都市緑地法第十七条）がある。

委員

- ・区民の皆様には制度の活用に関して周知する準備をしているのか。

まちづくり計画調整担当課長

- ・基本的な考え方を大田区が示さないと PR もできないので、まずはこういう形で特別緑地保全地区の指定を考えていきたいということを今回の会議で進言した。
- ・ご了承いただければ、来年度実施予定のみどりの実態調査と並行しながら、抽出された一定の保全すべき緑地について、順位付けをする必要があると考えている。
- ・順位付けは平成 24 年度にも一度やっているが、面積の規模、適切に管理されているか、地域のランドマーク性など一定の評価基準に基づいて順位付けをし、上位 30 か所程度を抽出した。
- ・次回以降の会議で評価の仕方について、今まではこういう評価をしていたが今回も従来通りでいいのか、新しい視点を入れるのか、点数化した時に評価項目によって点数の重みをつけるべきかなど、ご意見をいただきながら評価の方法を考えていきたい。

委員

- ・今後この制度をどうやって区民に PR していくか分かれば、我々に報告していただければありがたい。

まちづくり計画調整担当課長

- ・まずはこの制度の方向性が固まらないと PR もできないので、制度が確定したら PR 方法など区の考えもこの会議で報告しようと考えている。

- ・ その際にはこういう PR 方法の方がいいのではないかなどご意見があれば、対応できる限り対応していきたいと考えている。

委員

- ・ 先ほどの事例のように、民間だと開発業者が入るとマンションが建ってしまうということがあると思うが、区の方から積極的に制度利用について個別に働きかけることはできるのか。
- ・ 開発業者等はこういう制度は当然のように分かっていて、制度の網がかかる前に土地の価値があれば積極的に買い取る話を進めていくのではないか。
- ・ 買取り申出は維持管理が難しくなったときにできるということだが、初めから区の方に売りたい、寄附したいというのは別の制度なのか。

まちづくり計画調整担当課長

- ・ 基本的には維持管理していただくというのが前提で都市計画決定するので、初めから買取り申出前提でかけるものではない。
- ・ 以前久が原の方で開発行為があった時に、屋敷林がある大きい土地には昔からの歴史的な建物がある場合もあるらしく、そういう建物の保存もするべきではないかと教育委員会の方からも言われている。
- ・ 事前送付資料 2 では、抽出によるものと申出によるものを記載しているが、申出によるもの場合は、例えば①で、「大田区指定の保護樹木、保護樹林及び指定文化財等」ということで、「または、区がそれと同等と認めるもの」と書いている。
- ・ まだ確定しているものではないが、歴史的価値があるような建物と一緒に特別緑地保全地区をかけて維持管理をされてはどうかと話をしていくべきだろうということ考えている。

委員長

- ・ ご説明の方向でまずはご検討いただくということで、よろしいかと思う。
- ・ 節目のときどきにグリーンプランおた推進会議で状況をご説明いただけると思うので、よろしく願いたい。

(3) みどり基金創設の検討

事務局：(事前送付資料 3-1、3-2、参考資料 1、2 を用いて説明)

- ・ みどり基金創設の検討にあたって、まずは使用目的を話し合っていきたい。

委員長

- ・ 何かご質問・ご意見等があればご発言をお願いしたい。

委員

- ・ 基金創設の目的は、少なくとも事前送付資料 3-1 に書かれている 2 つでは区民へのアピール度が低いと思う。
- ・ みどりのための財源が不足しているからお金を出してくださいというのは、保全事業であれば

行政の仕事としてやるべきことなので区民がどうこうという話ではないと思う。

- ・ こういう魅力あるものを作ろうとしているなど、シンボルとしての何かを明確にしない限り、区民が積極的に参加するのは難しいと思う。
- ・ シンボルとしてどういうものが必要か考えると、目に見えるもの。
- ・ 何か漠然と何ができる、これができるというような言葉だけではダメ。
- ・ 大田区らしさが残るみどりのまちづくりというのは具体的に何があるのか、今は無いもので新しいものとは何かということで考えた。
- ・ 羽田の跡地の一部に区民森林というエリアを確保して、植樹祭のような緑化活動を皆が参加しながらやっていく。
- ・ 植樹したものには自分の名前を書くなど、区のシンボルとなる場所に森林を設定していく。
- ・ 大田区の特徴ある地形というのは、低地部と台地部の境、段差にある傾斜林だと思う。
- ・ 国分寺崖線や南北崖線をつなげていけば大田区民は何らかの形で関わってくるエリアになると思う。
- ・ 傾斜地が開発でつぶされて崖になっているが、いかに緑地として残していくか。
- ・ 残すことで、災害にも強いということになると思う。
- ・ 自然の力、樹木の力を信じて、緑地を作っていくということで区民に対してPRしていくのはどうか。
- ・ 緑地を広げるという点では、区民農園など区民が参加できるような形の緑地として残していくこと。
- ・ 目に見えて緑化が進んでいる、環境が良くなっていると分かるものを提示して区民を巻き込んでいくのが良いと思う。
- ・ 区民だけでなく企業への働きかけも大事。
- ・ 一部のところに助成をするようなばらまき型ではないもの。
- ・ ある程度基金としてしっかりしたお金があってやっていくと思うので、スタート時点からしっかり決めていく必要がある。

まちづくり計画調整担当課長

- ・ ご発言のようなご意見を聞きたいと思い、今回の会議で提案させていただいた。
- ・ 事務局だけで考えると、固定概念に囚われがちなところもあるので、どういう目的を立てるか委員の中からご意見をいただき、実際に運用できるかどうかも含め、考えていきたい。
- ・ どこか場所を決めての植樹祭は私もいいなと思ったが、羽田の跡地は特殊な場所で、植栽を植えると鳥が来てバードストライクの問題もあり、勝手に樹木を植えられないので、場所的には難しいと思う。
- ・ 傾斜地を利用して緑地を残すことは防災面でもいいのではないかなど、そういったものが他にも出てくると良いなと思う。
- ・ 区民農園など区民が使えるものとして残していけば、区民も利用できるのでは区民意識も高まると思う。

委員

- ・結婚、子どもが生まれた、親が亡くなったときなど、人生の節目に植樹というのは良いと思う。
- ・上手く PR して、いろいろなときに何かを記念するのに、区に対して何か簡単にできるということが分かれば良いと思う。
- ・ふるさと納税というのが大変活発に行われているが、東京は逆に税収が減っていくところなのだろうと思う。
- ・今住んでいるのは大田区なので、納税とはまた違う、こういう基金に一区民として何か参加できるのであればバーが低いので、そういう設定でご案内いただけるといいと思う。

委員

- ・世田谷の基金の名前にトラストとあるが、単なる基金ではなくトラスト活動の1つとしてこういうエリアに土地を購入して、みんなで育てていくというような考えを採用していくのもいいと思う。

委員

- ・大田区で以前、基金を集めることに似たものとして、公園の土地を買うために公募債を発行したことがあると思うが、完全に終わって無くなっているのか。

事務局

- ・鶉の木の公園整備や大田区総合体育館建設時に大田ドリーム債を発行している。
- ・最後に発行したのが平成 23 年の大田総合体育館建設のときで、平成 28 年に 5 年間経過し購入者には償還済み。

委員

- ・新たに基金を作るより、過去に公募債を発行しているのであればその方が良いのではないか。

まちづくり計画調整担当課長

- ・大田ドリーム債に関して、債権を購入していただくと利息を付けて返済することになる。
- ・金融機関自体の利息が下がっているため公募債を発行するメリットが少なく、区の出費（人件費や手数料等）が相当発生することになる。
- ・復活というのは現状考えていない。

委員

- ・どのように基金を集めるのか。

まちづくり計画調整担当課長

- ・使用目的と一緒に議論すると、議論が複雑になる恐れがある。
- ・まずは使用目的を決めたうえで、次に基金をどうやって集めていくのか、集めた基金をどう運用していくのか、どう管理していくのかということを議論していく必要があるのでは、まずはこ

の会議で使用目的を議論したいというのが今回の提案である。

委員

- ・事前送付資料 3-2 で他自治体の基金の残高が年度ごとに書かれているが、これはどう見ればいいのか。残高にどういう意味があるのか。

事務局

- ・例えば江戸川区であれば、近年は基金を使用されていない状況が分かる。
- ・品川区や台東区であれば、毎年の利子だけを一般財源に繰入れているなど、基金の変動が分かるため記載している。

委員

- ・目黒区は良い例として、はっきりとサクラを基金の名前にも付けている。
- ・使い道も桜並木を残すということで、寄附する側としても寄附しやすいのだと思う。
- ・目黒川沿いなんかは、桜の花見の時期にはかなり人が集まっている。
- ・単に保護したいというよりも、桜が残れば人が来るというような、ひとつの商売として経済的にも回っている部分もあるのではないか。
- ・加藤委員がおっしゃったように、どういう場所で、というお話で崖線のあたりを残すというのはすごくいいアイデアだと思った。
- ・ただ、大田区の場合すごくエリアが広くて、山の手の部分と海の部分があるが、その真ん中の崖の部分だけをやるとなると、ウチのところは何もしてくれないのかという話になるのも良くない。
- ・ただみどりを残しますというのも曖昧な感じがする。
- ・公園であれば私たちのエリアに必ずあるので大田区全域として広げられると思うが、ただ公園の樹木を育てますというのではぼやけてしまう。
- ・例えば植樹をします、私はその樹木に対してお金を出します、この樹木は私のお金で植えましたというように残っていけば、自分が出したものとして残るという、お金を出したけどどこで使われているか分からないというのではない楽しさが残るのではないか。
- ・他の区で街路樹というのがあったが、そういうのも1つかと思う。

都市基盤管理課長

- ・区が主体となったわけではないが、地域で一生懸命やられて特定の地域が盛り上がるという事例として下丸子の二十一世紀桜が挙げられる。
- ・スーパー堤防のある場所に講和桜というのが元々あったのだが、スーパー堤防を作ることによって桜が切られてしまうということで地域の方々が立ち上がって、桜を切らずに何とか残しておくほしいと運動があった。
- ・運動後に、二十一世紀桜を子どもたちのために植えようということで皆さんが寄附をしたところ、かなりの額が集まった。
- ・内陸部の方に講和桜が、川側の方に二十一世紀桜が植えられ、今は名所のようになっている。

- ・名前の入った銘板もあり、植樹をしたときに小学校の名前が入っていて、地域や国土交通省、大田区も入り、地域の皆さんの大変親しみのある街路樹になっている。

委員長

- ・目的が明確なところの方が上手くいっているようだ、というのが先ほどの事務局からの説明だが、事例の二十一世紀桜のように大田区も明確な目的をもって事業や活動に充てていくと上手くいくのではないかと。
- ・正直に申して、先ほどの特別緑地保全地区で土地を買ってほしいと買取り申出が出たときには、半端な額ではないと思う。
- ・例えば、事前送付資料 3-2 の使用目的の一番左に用地取得とあるが、相当な金額がないととてもではないができないと思う。
- ・現実的な話をすると、何か活動への補助、あるいは事例のような桜を植えるなど、できる行為はかなり限られてくる。

副委員長

- ・新宿区は、保護樹林になっている民有地が相続関係で区に相談があった時に、今まで区が助成してきた保護樹林であり、比較的接道部も良く公園のように使えるということで、使っているということがある。
- ・国で議論の最中だが、今後は森林環境税の導入も議論されている。
- ・実際に徴収されるのはまだ先だと思うが、森林を守らなくてはならないということでも出てくるものもある。
- ・新宿区では、唯一蛍が見られ、一生懸命取り組んでいる場所があり、その隣の用地を買ったことがある。
- ・横浜市のみどり税の委員として 8 年が経つが、横浜市の場合 1 世帯 900 円ということでみどり税を取っている。
- ・何に使うのか、そんなところを買うのに使うのかなどの非難も出た。
- ・横浜は奥の方に行くともどりが多くあるので、いくらでもみどりはあるのではないかとというようなお話もあったが、緑被面積は 10 年で刻々と下がっているということで、みどりの市民税というような形で始めた。
- ・導入して 5 年経ったときに、農地を買う、森林を守る、緑地保全をするというのは良いけれども、各世帯から平等に取られているのであれば、目に見えるみどりにしてほしいということも言われた。
- ・街路樹や、今は自治会レベルでの地域のみどりのまちづくりを支援している。
- ・商店街や自治会など、地域に様々なみどりの活動があるが、みどりの活動に対して市から 3 年間助成金を出している。
- ・3 年間で卒業ということで、活動が終了する団体もあれば、活動のスタートアップということで活用して地域でどんどん活動が引き継がれているようなところもある。
- ・ものとして樹木を植えるということもある。
- ・目に見えないものかもしれないが、活動助成みみたいな形で、地域にそれが根付いていった

だけのような活動に対して助成するということもある。

- ・今の時代に即したものを、これからやる場合には選ぶべきではないか。

委員

- ・基金というとお金を出すというイメージだが、土地を寄付するとか、土地を貸借するとかということも基金の資産になるものなのか。
- ・それが可能であれば、お金に拘らずこの土地は何年間か借りて緑化をしていくということも出来るのではないかと思う。

まちづくり計画調整担当課長

- ・借地として使うための土地に基金を充てることは可能だと思う。
- ・寄附による土地を基金に入れられるかは検討が必要であると考えます。
- ・一般的には寄附を受けると、それを何に使うかを検討していく必要がある。
- ・以前、寄附で土地をもらえることになったが、調べると財産の権利者が多く存在していたり、負の財産であったり、いろいろなことが絡んでくることがあった。

委員長

- ・独立した組織であれば寄附された土地を扱うことも可能ではないかと思う。

まちづくり計画調整担当課長

- ・委員長からご助言を頂いたが、どのように基金を回していくか、集めていくか、基金の使用目的にもよるがどこの部局で基金を管理するのか、もしくは第三セクターのような組織で管理することが可能なのかなどを検討していく中で、寄附によるものを管理できるのかということも出てくると思う。
- ・ただ、先ほど申したようにいろいろな要件が出てくるので、寄附で土地をそのまま入れるというのは問題が出てくると思う。

委員

- ・今までの話を踏まえると、先ほどの特別緑地保全地区との関係が出てくると思うので、一体的に考えた方が良く思う。

委員

- ・例えば崖などの寄附は、区は受けなかったが今は受けているのか。

まちづくり計画調整担当課長

- ・所管部局ではないため明確なお答えはできないが、一般的には、土地を寄附してもらうときには、条件付きの寄附と条件なしの寄附がある。
- ・例えば、公園として利用してほしいという条件付きの寄附があれば、公園として利用できるのかということを検討した上で寄附を受けるか判断する。

- ・他には、崖が危険な状況になっているのだが、寄附するので区で管理してほしいという申出があったときには、当然もらったものが何に使えるのか、想定される維持管理費などを見越した上で、判断することになる。
- ・一概に、全て受け入れるということにはならないと思う。

委員長

- ・いずれにしても、これだけみどりが大事だと言い続けてもみどりが減少している。
- ・区の担当部局の方で、基金があればこういうことに使えるのではないかとすることはあるか。

都市基盤管理課長

- ・先ほど例に挙げた二十一世紀桜という形であれば本当に地域の方だけに限定されてしまう。
- ・多くの方に参加していただくということで考えると、管理者側としては、桜などの樹木の更新である。
- ・昔植えた樹木がだんだん悪くなってくるので、調査するお金もかかる。
- ・一度に治すというわけにもいかないので、順次長い時間をかけて補修していく必要がある。
- ・桜に限らず他の樹木でも同様に進めていく必要がある。
- ・大田区の樹木を更新して子どもたちのために、ということでやれるといいと思う。
- ・その他、各駅の花壇の花を育てるなど、なるべく多くの人に見てもらえるようなところに使っていくと一般の方々も出しやすくなるのではないか。

環境対策課長

- ・環境対策課では緑の保全を担当している。
- ・過去の平成 24 年度の調査では、300 ㎡以上の保全すべき樹林地が 30 か所くらいある。
- ・現在区には保護樹木・樹林の制度があり、多くの保護樹木が指定されている。
- ・特別緑地保全地区の指定をかけると、都市緑地法に規定されている管理協定や市民緑地制度（大田区では名称を「区民緑地」としている）の併用が可能である。
- ・ただ、一定の規模以上（大田区の区民緑地設置基準は 300 ㎡以上）になるので、特別緑地保全地区に指定された土地の所有者は税制優遇は受けられるが、例えば保護樹木では剪定経費が足りず、悲鳴が上がっている所有者の方もいらっしゃる。
- ・特別緑地保全地区の検討とともに、その維持管理をどのように支援していくかも同時に考えていかなければならないのではないかと考えている。
- ・管理協定の制度は、国土交通省のホームページを見ると、利用しているのは全国で松戸市のみ。
- ・特別緑地保全地区に対して維持管理の助成をしているのは横浜市のみで、億単位でお金を支出している。
- ・そういったことも参考にしながら、特別緑地保全地区の制度の検討を進めながら、維持管理に関しても基金のことも含め、少し検討させていただきたいと考えている。

まちづくり計画調整担当課長

- ・今日頂いたご意見を基に、次回以降こんなものができるのではないだろうかなど、事務局の方

で整理して提案させていただければと思う。

(4) 平成 29 年度事業の実施報告

① 都市基盤整備部

都市基盤管理課長

公園緑地ストック活用基礎調査／ブルートライアングルプロジェクト

道路公園課長

ふれあいパーク活動

② 環境清掃部

環境対策課長

18色の緑づくり支援／おおたの名木選／自然観察路

委員長

・各部での取組みをご紹介いただいたが、ご意見ご質問があればご発言をお願いしたい。

委員

- ・似た活動をそれぞれの部門でやられているのかなという気がした。
- ・都市基盤整備部のふれあいパーク団体交流会と環境清掃部の18色の緑づくり支援は、両方とも区民の皆さんが身近なところで緑化活動や清掃活動をされていると思う。
- ・イベントや講演会も多分内容が似たようなものだと思うが、同じような日にちを選ぶ、同じような講師を選ぶ、同じような場所でやるなど、なるべく2部門で連携・調整してタイミングや内容を調整していただきたい。
- ・あれを聞いたらこれも聞きたいなど、参加者のネットワークづくりにもつながると思う。

委員長

・予定時刻に近づいたので、事務局にマイクをお返しする。

事務局

- ・2点事務連絡をさせていただく。
 - ① 今回の会議で発言できなかったことや疑問に思ったことがあれば、2月23日(金)までに事務局まで連絡してほしい。
 - ② 次回の第22回グリーンプランおおた推進会議は今年の7月頃を予定。日程等決まり次第連絡する。